

伊達与兵衛家文書

(採訪時住所 静岡県清水市入江)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1					1	14	(書状、七郎右衛門殿 御首尾よく目出度候につき)	昌俊(花押)	朝倉甚八様 人々御中	縦紙	1	端裏書。花押(昌俊)。端裏に「大熊六左衛門」とあり	1
2					1	14	(書状、貴様御一生の御悦に鮭進覧致したく)	昌俊(花押)	伊達七郎右衛門様 人々御中	縦紙	1	端裏書。花押(昌俊)。端裏に「大熊六左衛門」とあり	2
3					1	15	(書状、御悦儀 鯛一折に御礼)	之常(花押)	伊達七郎右衛門様 御報	縦紙	1	端裏書。花押(之常)。端裏に「安藤口届ル」とあり	3
4					1	17	(書状、御悦儀として雉子一折進覧致したく)	□□(花押)	伊達七郎右衛門様 人々御中	縦紙	1	端裏書。花押。端裏に「古市三左衛門」とあり	4
5					1	18	(書状返事、御名字出入之儀首尾よく大悦の御事候につき)	昌俊(花押)	伊達七郎右衛門様	縦紙	1	端裏書。花押。端裏に「大熊六左衛門」とあり	5
6					7	21	(書状返事、御奉書披露、御満悦の儀につき)	朝倉文左衛門口□花押	伊達与兵衛殿	折紙	1	花押	6
7					8	6	(書状、昨日の両通への返事、可被指越候)	佐久間主計、渥美権左衛門、本多宇右衛門	伊達七郎右衛門様	切紙	1		7

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
8	1		元禄15	1702	午		9	23	(養子願、神谷久馬之助儀養子ニ奉願候)	伊達与兵衛○花押(印)	御家老御中	縦紙	1	花押。8-1.8-2は一括	8	1	
8	2		享保3	1718	戊戌		5	5	(養子願、勘三郎儀養子ニ奉願候)	病氣指重リ候付印判相用候 伊達与兵衛	佐久間主計殿、渥美図書殿	縦紙	1	8-1.8-2は一括。 控カ	8	2	
9			明治2	1869			4	7	銃卒長帰役(帰役命令書)		伊達与兵衛殿	切紙	1	包紙		9	
10			貞享4	1687	丁卯		11	19	従隠州公水野甚左衛門為御使者被進候品々堅目録			折紙	1			10	
11									(隠州公より御褒美・金子目録)			折紙	1	10の関係文書か、 「御進物と同日也」とあり		11	
12	1								(包紙、「伊達与兵衛とのへ」とあり)		伊達与兵衛とのへ	包紙	1	12-1~12-4は一括。 包紙のみ	12	1	
12	2								(包紙、「恵照院様 御帰参之節書付類入」とあり)			包紙	1	12-1~12-4は一括。 包紙のみ	12	2	

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
12	3		正平 7	1352			2	14	(包紙、「駿河国入江庄内下知状 前遠江守在判 伊達藤三景宗」とあり)			包紙	1	12-1～12-4は一括。包紙のみ	12	3	
12	4								宗信讓状覚書 式通(并ニ松平撰津守様御局宮崎よりの文通吉通 水戸中納言様御家来伴宗右衛門書状吉通)			封筒	1	12-1～12-4は一括。封筒のみ	12	4	

解題 伊達与兵衛家文書

—史料の概要と特色—

はじめに（史料の発見と来歴）

昭和二十四年（1949）、水産庁は「新漁業法」の施行にあわせ、全国の漁村及び漁業制度に関する史料調査を計画した。この事業は当時の財団法人日本常民文化研究所に委託され漁業史料の採訪が全国的に行われた。その時収集された史料は、返却・寄託等、その後種々の変遷を経験したが、現在は国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所図書資料館及び神奈川大学日本常民文化研究所に所蔵されている。本稿で紹介する史料16点は、この図書資料館の史料保管用茶箱の中で発見されたものである。漁業関係の史料に混じって武家文書（伊達家文書）が一括りされて保管されていた事実に驚いたのは勿論である。次いでその中の一通の封筒に十四世紀の年号が記入されていることに気付き、スタッフ一同に緊張が走った。そこには、「駿河国入江庄内下知状 前遠江守在判 伊達藤三景宗」と書かれていた。また、文書16点中の諸々に、作成者や宛名に「伊達七郎右衛門」、「伊達与兵衛」の名が見えた。一見してこれらの文書群は駿河国入江庄（現在の静岡県清水港の北西に広がる地域）を根拠地とした駿河伊達氏が残したものと推測できた。この時が駿河伊達氏に関わる文書との初めての出会いであった。この図書資料館新出の文書群の銘は、文書中に現れる当主名をとり、「伊達与兵衛家文書」として目録が作成されそのまま保管されることになった。因みに、この文書群に関する採訪記録は残っていない。したがって収蔵に至る経路は不明である。この家の現在の当主にお目にかかり色々お話を伺ってみたかったので、地元にお問い合わせしてみたが、今はわからないという回答であった。

ところで、歴史上、中世、奥州伊達氏の庶流とされる一族が、駿河の国人として入江庄を根拠に存在していたことは知られている。しかしその後の消息を知る人は少ないだろう。

実は、この一族（駿河伊達家）は、江戸期には美作（現在の岡山県）津山藩の重臣として、幕末まで営々と続いていたのである。

驚いたことに、本稿で紹介する新出史料16点は、この直系の一族が、駿河からは遠く離れた美作で代々受継がれ存続し、そしてそれが明治二年まで続いていたことを示すものであった。

これまでにおいて駿河伊達家文書に関しては、平成元（1989）年十一月、当時京都大学の助手をしておられた今岡典和氏によって、京都大学文学部『博物館の古文書第五輯 駿河伊達家文書』（思文閣出版1989年）が出版されている。この一冊は駿河伊達家の研究を行う上で欠かすことの出来ない貴重な先行研究といえよう。京大伝来のこの家の古文書類は総数118点、昭和の初め京都帝国大学の所蔵となり、現在は京都大学総合博物館に保管されている。この「駿河伊達家文書」が京大所蔵となった経緯については、中村直勝氏が論文（『駿河伊達文書』『歴史と地理』34巻 4、5 1934年）のなかで書き伝えているので、以下にそのまま引いて原文通り紹介しておきたい。

「本年（昭和九年）二月五日の夕刻、かねて出るといふ噂を聞いて居った伊達氏文書を持った××市の××書店主が来た。大きな風呂敷から出された黒漆箱には、三引両の伊達氏の定紋が金で蒔絵されて居り、その中に七十四通の文書が収められて居った。一見して中々貴重な史料であるとは思うけれども、相当な価値らしいので、一寸手を出し

かねた。あきらめようかとも思っても見たが、あきらめるには余りに惜しいので苦慮したが、大阪の蒲田政治郎氏の好意によりて、それら全部を京都帝国大学文学部国史研究室の所有にする事が出来た。本編は蒲田氏の厚志に報ゆるために、七十四通の文書の内容を紹介する事を以て目的とする。」とある。また、系図についても、「忠宗、親宗、吉宗、宗綱、を経て与兵衛という人までを同一筆で記して居る。この人は徳川初期の人であるらしい。」と与兵衛の存在を挙げている。また、中村氏は次のような情報も伝えている。「今回、京都大学が本文書を購入する以前に東大史料編纂所が採訪をしており、美作の伊達文書としている。その通数は四十通と皆川剛六氏より聞いている。」とある。ということは、前掲中村氏論文が昭和九（1934）年に刊行されているから、それより以前に東大史料編纂所の採訪が実施されていたということになり、その上、その当時には、伊達与兵衛家の末裔が美作（現在の岡山県）に居住していたであろうことが推測される。

中世駿河国の住人がどうして美作に居住することになったのか、新出の16点の文書を中心にその経緯や背景を探ってみたい。

今岡氏前掲書では、「中世駿河伊達家文書」及び「駿河伊達系図」を写真で紹介し解説している。今回公刊する中央水産研究所所蔵の新出文書「伊達与兵衛家文書」16点は主として近世文書で書状が多い。ここでは、中世から明治まで続いた由緒をもつ武家の文書、逸文史料を紹介する。

一 駿河伊達家（伊達与兵衛のルーツ）

伊達与兵衛のルーツを系図から確認してみよう。駿河伊達家は奥州伊達家と同族である。両家の初期の系譜が重なるのは当然であるが、系図（「寛政重修諸家譜」所収系図など）も何種か存在する。

ここでは京都大学総合博物館所蔵「駿河伊達系図」を参考に論を進めたい。この系図によると資宗の系統が奥州伊達氏ということになる。資宗弟為家（兄為宗の養子となる）の系統が駿河伊達氏と記載されている。奥州伊達系図は諸種存在して複雑であるが、まず、どこで奥州伊達氏から駿河伊達氏が分離していったのか。誰から発生したのが最も気になるところである。一般的には、高松門院藏人伊達朝宗子息の代と見られている。

「駿河伊達系図」（卷子本、江戸時代作）及び「駿河伊達家文書」（原本は京都大学総合博物館所蔵）はすでに活字化され『静岡市史 古代中世史料』に掲載されている。本稿では朝宗子息の系統について注目し大略を解説しておこう。

○朝宗—宗村（常陸介初号）—為家—（同兄高名、四郎左衛門藏人、鎌倉由井ニ居住、妹大進局ハ將軍頼朝妾、貞暁法印母）—経家（中略四代分）—資宗—景宗（藤三、右近将監、法名宗栄、実は経盛一男也）とある。景宗は、左近将監資宗の婿として家を相続したとある。「駿河伊達氏」という名字の地の根本とも言うべき入江庄を尊氏から安堵された武将として知られる。既述京大所蔵の中世文書中で最も多く登場する人物である。

系図景宗の項に中世期におけるこの家の由緒（記事）が簡潔に書かれている。これによると、「足利尊氏に従い手越河原ノ合戦で高名感状を賜ったこと、観応二年十一月二十五日尊氏が関東御下向の時、駿河国佐田山合戦で高名、同年十二月二十七日、由比山桜野合戦で高名、駿河国入江庄を賜わり代々知行する。文和元年同国大津城、同鶴山城・神戸城にて高名、これにより正平六年十二月二十二日、右近将監に任ぜられる、その後、正平七年閏二月二十四日、駿河遠江の大將として今川上総介範

氏御下向の間彼手に属し忠節いたすべく由、尊氏より御教書を賜る、その後今川家に属し戦功をたて感状数十通伝来する」とある。この由緒を裏付ける文書は多数現存し、今岡前書掲載の写真で確認できる。

また、この時期の伊達氏の立場を窺うことの出来る史料も感得される。つまり、伊達が尊氏の命によって今川方に属して戦ったこと、恩賞は尊氏から与えられていることなどから、あくまで幕府御家人としての立場で存在していた点である。この後、景宗以後の世代は今川氏との関わりを系図の記事に強く記載しているのが特色である。

○景宗— 範宗（今川上総介泰範賜一字、弥五郎、山城守法名啓達）— 政宗（藤四郎、今川範政賜一字、応永二十一年七月二十九日家督相続）— 忠宗（応仁元年一月一六日家督相続、今川氏親に付き合戦賜感書）— 親宗 — 吉宗（伊達藤三）— 宗綱（伊達与兵衛）

宗綱の代になって、初めて「与兵衛」と名乗った点は注目される。つまり、本稿が新出文書として取り上げた中央水産研究所所蔵の「伊達与兵衛家文書」の銘となった名乗りの初代人物が登場したということである。系図宗綱の項には今川、小笠原、徳川家康、次いで三河守秀康公によって召しだされるまでの経緯が記されている。戦国時代を象徴するかのごとく、次々と主を替えていく点が注目される。概略を次に記しておこう

○宗綱（伊達与兵衛、今川氏親・義元・氏真の三代に仕え高名をたてる。其の後小笠原義員に付き、徳川家康・武田勝頼・北条氏規に仕える。葦山和談の後、三河守秀康公によって召出され、御知行の御朱印を頂戴する）— 宗定— 宗重— 宗信へと繋がる。

宗定の代からは、三河守秀康（結城秀康・松平秀康）系松平家に仕え幕末まで続く。宗定、宗重、宗信について少々解説を付け加えておこう。

○宗定（伊達与兵衛）は、宗綱の跡式を安堵される。慶長十九年大坂表へ出陣の折、忠直公の御供仕り先陣して討死する。

○宗重（伊達与兵衛）は、宗定の跡を安堵され、元和元（1615）年夏、忠直に従い十四歳で大坂表へ出陣、後病没。

○宗信（伊達与兵衛・犬也）は伝存の前掲系図によると、宗信の代には高田藩松平光長に仕えている。光長は忠直公の嫡子である。つまり、結城秀康の孫ということになる。後述するが光長は御家騒動（越後騒動）により延宝九（1681）年改易され、伊予松山藩（松平隠州直定）に御預の身となった。宗信は主君光長の供を申し出たが許されず牢人（江戸居住）となったとある。この時光長の養子綱国（嫡子綱賢早世につき）も、水野作州勝種に御預の身となっている。宗信の嫡子宗継（伊達藤四郎号七郎右衛門後改与兵衛）は綱国付として作州福山（作州は美作の異称、福山は備後国、現在の広島県にある都市）へ御供を許され同行している。

この時期、江戸で牢人の身となった宗信はどのような日々を過していたのか、実はなかなか多忙な毎日であったことが系図上から想像される。それによると、江戸住いをしてきた宗信の許に伊達綱村（仙台藩主）から申入れがあった。つまり、同祖故に宗信家伝の系図・文書などを一覧したい旨を依頼してきたという。最初は固辞していたが、再三の申出に（内心得意でもあったので固辞したと思われるが）、貞享元（1684）年、宗信は綱村の屋敷に赴いた。この一件は仙台藩の『伊達治家記録』同年九月二十九日条に「越後牢人伊達犬也、先祖系図並文書等数通持参御覧ニ入ル、於白書院拝謁ス」とあり、「駿河伊達系図」の記載と一致する。ここにある「越後牢人伊達犬也」は宗信の別名である。

この後、貞享五（1688）年十月、水戸藩からも宗信家伝の文書の存在を伝聞したとして披見の申入れがあったがこちらは断ったと記されている。水戸藩では当時、

『大日本史』編纂のための史料収集という目的があったと考えられる。

江戸期において、一武士の家の文書が仙台・水戸といった大名家から注目されていた事実は貴重である。以上の状況から、宗信・宗継父子の家系は中世から続く旧家であること、さらに仙台伊達家に繋がる家系であるという世間的知名度が感得される。

ところで宗信嫡子の宗継（実は養子）について、綱国御配所での待遇は、「宗継ハ足軽一五人ノ列ニ加エラレテ御供」と記されている。延宝七（1679）年八月二日、海陸恙無く備後国福山に到着、この後八年の星霜を経て貞享五（1688）年正月五日、江戸へ帰参している。

ところでこれより先の貞享四年十一月朔日には、松山城主松平定直へ老中より光長御免許の奉書が到来、光長は江戸へ帰参している。翌貞享五（1688）年二月十四日、江戸柳原邸にて光長・綱国は再会できたのである（前掲「駿河伊達系図」参照）。

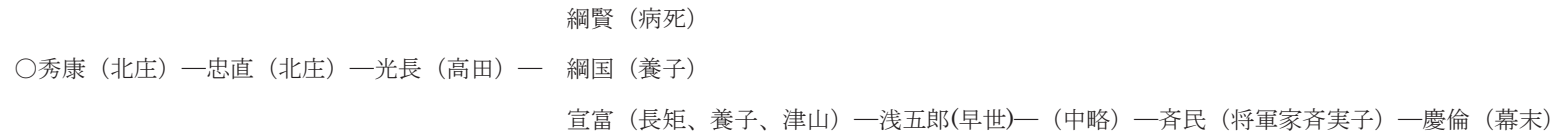
さて、以上ここまで、宗信と宗継が仕えた主君との関係を越後騒動後の改易事件を通して、系図をたよりに大略述べたつもりである。越後騒動については、次頁で詳述している。

二 史料の周辺

1 新出史料の背景をみる

前掲の『京都大学文学部博物館の古文書 駿河伊達家文書』は中世期における同家の活躍を詳細に論考している。したがって、中世期の状況についての解説はここでは省略するが、戦国期の同家は臨機応変に主君を替えていたことが分かる。これが戦国のならいと言ってしまえばそれまでだが、史料を見ていると、「流転の末、戦国時代を生き抜いた一族」のイメージがわいてくる。激戦と恩賞の時代を通りぬけ、結局、結城秀康（徳川家康二男）に仕え近世期へと繋がる。秀康に仕えた経緯については前掲『駿河伊達系図』にも記されている。それによると、前述の宗継の父宗信の時代には、（結城秀康から数えて三代目の）越後高田藩主松平光長に仕えていた。ところが御家騒動が勃発し幕府の知るところとなる。

図1 越前松平氏略系図



主君の高田藩における御家騒動とは直接関係のなかった伊達家（宗信）ではあったが、このような事件の結果、美作の住人となることを余儀なくされた。もとより、

駿河の国人、名門伊達氏が、なぜ美作の津山藩士として明治維新を迎えるに至ったかについて語るには、この頃の主君松平家（結城秀康系松平家）がしばしば起こす騒動にあった（『静岡市史 古代中世史料』1978年）。

ところで既述した如く、延宝9（1681）年の主家改易によって、宗信は牢人となり江戸で暮らした。宗信は当時剃髪して犬也と号している。

この後貞享四（1687）年、主君光長は許され江戸屋敷柳原邸に入った。翌年綱国も江戸に帰ることができた。しかし、御家の再興に貢献したのは綱国ではなく、元禄六年（1693）養子として陸奥白河藩より迎えた松平直矩の三男長矩である。

御家再興が実現するのは、元禄十一（1698）年、養子長矩が美作津山十萬石に封ぜられたことによる。同年、綱国も津山へ赴き宮川邸に入っている。

ところで一方、元禄三（1690）年、宗信没後、当伊達家にとって一大事が起こったのである。家の跡目相続に異議ありの訴訟問題が発生したのである。この時に遣り取りされた諸々の書簡や書類が今回発見の史料の主たるものである。今回新出の史料中に、7点の書状が残されているが日付がない。書状に日付のないことは普通のことであるが、考察の結果、これらの書状は元禄4（1691）年に作成されたものと考えられる。

2 概略越後騒動の顛末

この騒動は大老酒井忠清裁定の一審が翻って、將軍綱吉親裁によって改易になるという何とも不思議な事件であった。制外の家、越前家・秀康系松平家はしばしば事件を起こす家系ではあったが。

さて、話は少し遡るが、元和九（1623）年二月、越前北庄二代目松平忠直が改易となった。忠直は結城秀康嫡子であり家康孫ということになる。また、夫人は將軍秀忠の三女勝子であった。しかし、その行状があまりに特異であったため、元和九年二月一〇日、幕府によって配流が決せられ、三月三日退城、五月二日配流先の豊後萩原に着いている。忠直は配所において剃髪、一伯と号し一萬石を給される（配流先で二男一女をもうける。慶安三年没五六才）。

そしてその翌寛永元年（1624）、弟の忠昌（高田藩主）が高田から北庄へ移った。忠昌は五十二萬五千石で本家越前北庄を継ぐことになった。同年忠直嫡子仙千代（後の光長）が二十六萬石に削封され越後高田へ入った。つまり、兄（忠直）の家と弟（忠昌）の家が入れ替わったのである。「越後騒動」として知られている事件は、この高田藩光長の治世に起こった御家騒動のことである。時の藩主光長は近衛中将と越後守とを兼任していたので、越後中将、越後様などと呼称された。高田在封は長く、寛永元年～天和元年（1624～1681）改易まで五十七年間に及んだ。しかし、多くは江戸にあり藩政は国家老に任せていた。家老として藩政を主導したのは小栗美作とその一派であった。小栗美作は父祖以来の要職につき、妻お勤が藩主光長の義妹であったことなどから、独断的に藩政を行ったとされ、「主家横領の疑いあり」として、光長の異母弟永見大蔵、家老荻田主馬らと対立した。

延宝二（1674）年、光長の嫡子綱賢が病死したため、藩主の継嗣問題が絡まって双方の抗争は激化した。直系の跡継ぎが絶えたので藩主光長の異母弟永見長頼子万徳丸（後改名、三河守綱国）を養嗣子と決めた。しかし、小栗美作は自身の子掃部を藩主の養子にしようとしているとし双方は対立した。

この抗争は永見らの武装蜂起にまで進行したため幕府が介入するところとなった。当時の大老酒井忠清が、永見らの反美作派を追放、他家預などの断を下し、騒動は一旦は落ち着いた。ところが、綱吉が五代将軍就任を機に再燃し波紋が広がった。将軍親裁の結果、小栗美作親子は切腹を命ぜられ、双方多数の藩士が処刑や追放などの処分を受けた。その結果、藩主光長は改易となり、伊予松山松平定直に預けられ領地は幕府に取り上げられた。

これ以後越後は四年五ヵ月の間勤番支配となっている。この後の元禄十一（1698）年に、光長の養子長矩（改宣富）が美作国津山十万石に封ぜられ御家再興は実現している。

三 新出史料 16 点の紹介

1 史料目録の作成

既述した如く、戦後の史料採集からおよそ六〇年の間、茶箱の中に保管されていたと考えられる文書が今回公刊されることになった。それらを編年順に並べ目録の再考を試み、表にしたのが次の表1である。形態として「書状」が多かったということもあり日付の記載のないものがあつたが、関係史料から判断して、大方の作成日付を推定し、（ ）を付し表記した。備考に示した整理番号は中央水産研究所所蔵「伊達与兵衛家文書」の旧整理番号である。

表1 中央水産研究所所蔵 伊達与兵衛家文書目録（編年順）

法量単位 mm

No.	作成日付	西暦	標 題	作成	宛 名	備 考
1	貞享四丁卯年十一月十九日	1687	従隠州公水野甚左衛門為御使者被 進候品々堅目録	(松平定直)		▽旧整理No.10▽「隠州公」は予州松山城主 松平定直▽折紙▽法量 330×465
2	(貞享四丁卯年十一月十九日)	1687	目録(隠州公より十八人の面々に下 置金子)	(松平定直)		▽旧整理No.11▽折紙▽法量 330×465
3	(元禄四辛未年) 正月十四日	1691	大熊六左衛門昌俊書状(七郎右衛門 殿御首尾よく目出度く存じ候につ き)	昌俊(花押)	朝 倉 甚 八 様 人々御中	▽端裏書「朝倉甚八様人々御中 昌俊 大 熊六左衛門」▽切封▽旧整理No.1▽堅紙▽ 法量 315×440
4	(元禄四辛未年) 正月十四日	1691	大熊六左衛門昌俊書状(貴様の御働 き重畳目出度く、御祝いに鮭を進覧	昌俊(花押)	伊達七郎右衛 門様人々御中	▽端裏書「伊達七郎右衛門様人々御中 昌 俊 大熊六左衛門」▽切封▽旧整理No.2▽

			致したく)			縦紙▽法量 315×440
5	(元禄四辛未年) 正月十五日	1691	安藤鞆負之常書状(御祝儀の鯛目出度く賞味致し候につき、礼状)	之常(花押)	伊達七郎右衛門様御報	▽端裏書「伊達七郎右衛門様御報 之常安藤鞆負▽切封▽旧整理No.3▽縦紙▽法量 325×425
6	(元禄四辛未年) 正月十七日	1691	古市三左衛門書状(御祝儀に雉子を進覧致したく)	□□(花押)	伊達七郎右衛門様人々御中	▽端裏書「伊達七郎右衛門様人々御中□□古市三左衛門」▽切封▽旧整理No.4▽縦紙▽法量 325×425
7	(元禄四辛未年) 正月十八日	1691	大熊六左衛門昌俊書状(御名字の儀大悦候、御祝一種目出度く賞味いたし候につき、礼状)	昌俊(花押)	伊達七郎右衛門様	▽端裏書「伊達七郎右衛門様 昌俊 大熊六左衛門」▽切封▽旧整理No.5▽縦紙▽法量 315×440
8	(元禄四辛未年) 八月六日	(1691)	申渡(訴状返答書と覚書の両通、此方迄届けられたく)	佐久間主計 渥美権左衛門 本多宇右衛門	伊達七郎右衛門様	▽端裏書「伊達七郎右衛門様 佐久間主計渥美権左衛門 本多宇右衛門」▽切封▽旧整理No.7▽切紙▽法量 180×280
9	元禄十五午九月二十三日	1702	養子願(神谷久馬之助を養子に奉願候)	伊達与兵衛(花押)	御家老御中	▽旧整理No.8-1▽縦紙▽法量 365×505
10	(宝永五戊子年) 七月二十一日	1708	朝倉文左衛門景成書状(六月二十八日、御使者の礼首尾よく勤め、奉書・時服頂戴候につき、返事)	朝倉文左衛門 景成(花押)	伊達与兵衛殿	▽旧整理No.6▽折紙▽法量 360×490
11	享保三戊戌年五月四日	1718	養子願(勘五郎を養子に奉願候)	伊達与兵衛	佐久間主計殿 渥美図書殿	▽旧整理No.8-2▽縦紙▽法量 330×460
12	明治二年四月七日	1869	帰役命令書(銃卒長の帰役を命じる)		伊達与兵衛	▽包紙「明治二己巳歳四月七日 銃卒長帰役」▽旧整理No.9▽切紙▽法量 200×335
13	(不明)		包紙(「伊達与兵衛とのへ」とあり)			▽包紙▽旧整理No.12-1▽法量 585×432

14	(不明)		包紙(「恵照院様御帰参之節書付類入」とあり)			▽包紙▽旧整理No.12-2▽恵照院様は松平光長▽法量 272×335
15	正平七閏二月十四日	1352	包紙(「駿河国入江庄内下知状」)	前遠江守在判	伊達藤三景宗	▽包紙のみ▽旧整理No.12-3▽法量 406×295▽近世期に作成されたものカ
16	(不明)		封筒(「宗信讓状覚書式通并ニ松平撰津守様御局宮崎・之文通壺通水戸中納言御家来伴宗右衛門書状壺通」とあり)			▽封筒に計四通の書状が入っていたものカ▽旧整理No.12-4▽法量 360×80

▽推定年号については()を付した

次に前掲史料 16 点を項目別に分類し、簡潔化したのが次頁の表 2 である。

これらの史料 16 点を大別すると、次に示すように五つの項目に分けることができる。①目録、②訴訟関係などの書状、③養子願、④津山藩御用、及び維新後公務通達、⑤その他(雑)になる。

これら 16 点を「武士の家に残されていた文書」の視点から眺めると興味深いものがある。特に包紙や封筒などの残存文書には、遙か中世の昔を彷彿とさせるものがある。また、明治二年の「銃卒長帰役命令書」がいっしょに一括りされて発見された状況に、この家の歴史の長さが偲ばれる。

表 1「目録」から、これらの史料は全部江戸期に作成されたものであろうことが想像される。封筒のみ残された史料も江戸期の整理の際に作ったものが残ったものであろう。16 点一括りされたこれらの文書は伊達家の正当性、つまり駿河伊達氏の由緒をもつ、津山藩松平家家臣伊達家の正嫡であることを伝えているようにみえる。言い換えれば、元禄四年の跡目相続訴訟一件を経験した宗継とその嫡流の正当性である。

津山藩時代(岡山県)の伊達家は、宗継から始まる。その地位待遇については、藩の職員録とも言うべき「藩士分限帳」を見るとわかる。津山藩の「藩士分限帳」は『津山温知会誌』第五編(明治四五年)に収録されている。宝永五(1705)年正月「津山藩士分限帳松平越後守宣富様高拾万石御時代」の記載に「御年寄 高四五〇石三州様御用兼務伊達与兵衛」の名を確認することができる。他にも、文書中に見える山田主膳、大熊六左衛門、安藤駟負、佐久間主計、渥美弾正、朝倉文左衛門等の名が見える。分限帳は武家社会の様相を知る上での基本資料であるが、津山藩の場合全ての年次が完璧に揃っているわけではない。またこの他に、津山郷土博物館所蔵の松平家史料(「国元日記」、「江戸日記」、「町奉行日記」などの公務日記)、上越市史叢書 5『史料集高田の家臣団』、『上越市史』別編 5 藩政資料一からその役職や氏名を確認できる。

表2 項目別一覧表

	項目	点数	事項その他	形態	目録番号(表1)
1	松平定直目録	2	従隠州公水野甚左衛門為御使者被進候品々堅目録	折紙	1,2
2	書状	6	伊達与兵衛跡目相続出入訴訟関係、津山藩公務御勤	堅紙・折紙	3,4,5,6,7,10
3	養子願	2	実子なきに付、神谷久馬之助を養子に奉願、他	堅紙	9、11
4	公的通達	2	申渡、帰役命令書	切紙	8、12
5	雑	4	包紙、封筒のみ残存	包紙、封筒	13,14,15,16

2 史料を読む

ここで少し遡って「駿河伊達家文書」を概観してみよう。

戦国期末の伊達家当主宗綱(与兵衛)は武田氏滅亡後、北条氏規(伊豆韮山城主、氏康四男)に仕えた。この後、天正十八(1590)年豊臣秀吉の小田原征伐により、五代続いた後北条氏(北条氏直)は滅亡した。そしてこれ以後、宗綱は結城秀康に仕えることになる。前掲系図によるとその武勇が認められ召出しということになっている。宗綱が新しく仕えた秀康は徳川家康の第二子であるが、政略的意味合いで時の権力者秀吉の養子になっていた。小田原征伐後、結城氏を継ぎ結城秀康となった人物である。

さて、関ヶ原合戦の勝利によって実父家康の覇権が確立すると、秀康は松平姓に復し、越前北庄六八万石の近世的大名として改めて位置付けされた。この頃、秀康が発給した朱印状が残されている。この一枚は近世期の伊達家へと繋がる重要な証となるものと考えられるので次に紹介しておこう。

松平結城秀康朱印状(京都大学博物館所蔵文書)

宛行知行分事

一高三百石 今庄領 四郎丸村内

一高貳百七拾貳石三斗九升 東郷領 清水町村

一高百貳拾七石六斗壹升 府中領 下新庄村内

合七百石

右知行分無相違可令

領知者也 仍如件

慶長六年

丑九月九日（朱印）

伊達与兵衛殿

上の史料により伊達家は、慶長六年（1601）の段階で秀康によって、七百石の知行を宛がわれたことになる。この宛行状は秀康の越前移封に伴って実施された知行割の結果発給されたものである。同日付の宛行状が多数残されていることなどから、秀康の領地の拡大化及び家臣団の統制強化策の一環として行われたものと思われる。

これまでの伊達氏は武勇に優れた武将であった。しかし、近世期の伊達氏は最早、武人ではなく文人と化し有能な役人となったのである。この状況は他家の武将も同様で、厳格な身分制の中で忠誠心をもって主君に仕え学問に励み徳川の世を謳歌したのである。

秀康に仕えた宗綱以降、この家の当主はどんな状況にあっても主君を替えることはしなかった。この後、主君が転封、改易、御預、御家再興となって、新任地へ赴くことになっても主君に寄り添い、明治維新まで駿河伊達家の末裔は津山松平家家臣として営々と存続したのである。

ところで、既述「駿河伊達系図」の他に、今回新出の文書の解明に役立ったのが、「伊達家系訴訟関係」の史料2点、及び大紙に書かれた「系図」（京都大学博物館所蔵文書）が残されていたことである。史料は次の2点である。

○元禄四年辛未正月十四日「伊達家系出入ニ付評定所御呼出其節之次第 御吟味ニ付御答申上候趣」

○元禄三年午ノ七月「乍恐書付御訴訟申上候 伊達権右衛門娘 つる」

上の2点が京都大学に残されていたことにより新出の日付のない書状の解読を進めることができた。これら2点の文書は、伊達与兵衛七郎右衛門宗継（幼名藤四郎）が養父宗信没後、跡目相続訴訟事件の際、評定所に提出した記録であろう。さらに残されていた元禄四年辛未正月十四日 伊達七郎右衛門作成の「系図」（大一紙）もまた、右の二点と同様に評定所に提出された記録であろうと考えられる。この大紙に書かれた系図は、『静岡県史』では「系図二」（大一紙）として掲載しているが、どちらかという由緒書に近いものである。訴訟の際の資料として七郎右衛門宗継が作ったものと思われる。

次に文書を1点ずつ紹介し、釈文と解説を付した。尚、必要に応じて書状などには読み下し文を加えた。

古文書の翻刻は原文通りを原則としたが、読み易くするため適宜句読点や並列点を付した。変体仮名は現行かな使いに改め、異体字は正字に直した。また、古文書の

解説には必要に応じ補注を付し分かり易くした。古文書の積文は紙数の都合により追い込みで解説している。

(1) 貞享四年丁卯十一月十九日「従松平隠州定直公被進候品々豎目録」(表1の目録番号1)

[積文]

貞享四丁卯十一月十九日、従隠州公水野甚左衛門為御使者被進候品々豎目録

御小袖 十、御上下 十具、御裏付上下 五具、白銀 三百枚、鴨 五、御手樽 一、以上 御名印、又折紙を以、御具足 一領、御持弓 一飾、御鎗 二本、御長刀 一振、御馬 二疋 鹿毛 芦毛、是ハ御道中御用ニも可有御座哉と進上仕候、主計御取次致ス、御挟箱 二荷、御刀筒 大小、御茶弁当 一荷、御傘 一本、御菓子箱 一荷、御水桶 一荷、御挑燈 四、御杖 二本、御合羽籠 六荷、御駕 御蒲団 御座 一挺、御山駕 同 同 一挺。

[解説]

江戸へ帰参するに際し、松平隠州公より光長に贈られた品々の目録である。

貞享四(1687)年十一月朔日、予州松山城主松平隠州定直のところへ老中奉書が到来した。「光長公御預ケ御免許ニテ東武へ御帰参有リ」というものであった。越後騒動で改易となり松山城主に御預となっていた光長に免許の奉書が到来し、晴れて東武(江戸のこと)へ帰参することになった。その際、隠州公より進ぜられた品々の目録である。隠州公よりの使者は水野甚左衛門とある。帰参の道中に必要な品揃いに隠州公の心遣いが感じられるものである。奉書の到来が十一月一日で、十九日にはこの目録が光長に届いていることになる。文書の形態は折紙、写の文書である。

(2) 貞享四年丁卯十一月十九日「目録」(表1の目録番号2)

[積文]

紗綾五卷 銀拾枚、佐久間主計、渥美権左衛門、同三卷 銀拾枚、伊藤善八郎、黒田彦四郎、同二卷 銀五枚、小須賀藤兵衛、大熊六左衛門、黒田孫三郎、山田次郎三郎、銀五枚ツ、佐久間空之助、渡部惣左衛門、蝦原孫助、大館玄周、太田仙助、下村友右衛門、太田徳斎、入江吉左衛門、尾崎久傳、市村順弥、五百疋 佐藤彦右衛門、三百疋ツ、市村九助、近藤善右衛門、笠嶋勘助、右者従隠州公遠山源兵衛を以十八人之面々江被下置候、尤御進物と同日也。

[解説]

前掲目録番号1の文書と同日(貞享四年十一月十九日)に発給された「目録」である。隠州公より十八人の面々に下された金子書上である。隠州公より光長供の面々への餞別であろう。使者は遠山源兵衛とある。ここにも、隠州公の心遣いが感得される。形態は折紙、写である。

ここに記された十八人は、光長譜代の家臣で藩主の信頼が厚かった面々で光長御配所への御供を許された家臣である。後、津山藩分限帳にも名を連ねる面々である。

因みに、その当時の伊達家当主宗信は御供を許されず江戸に留まった。跡継ぎの宗継（実は養子、長女を娶らせ家を相続）は、綱国（光長養子）の御供を許され福山（水野作州勝種へ御預け）にて八年の歳月を伴にした。

貞享四年、光長は江戸に戻ったわけだが、この時、従来からあった高田屋敷（寛永三年、將軍秀忠が娘勝子のために造営した屋敷、勝子は光長の実母である）に加え十一月九日には柳原邸と三万俵が与えられている。光長は江戸で暮らすことになったのである。柳原邸は筋違門内の柳原土手に沿った所にあり、元誓願寺前屋敷とも呼ばれていたものである。この時期、領地を持たない松平家（越前家）であったが三万俵の米は領地に換算すると二万石程度の大名に当たる。したがってそれなりの家臣を抱えたのである。柳原時代の分限帳によれば足軽・中間まで含めると三五八人になる。

この後、光長は、元禄六年（1693）結城直矩の子矩栄（長矩・後宣富）を養子とし、翌七年家督を譲っている。

（補注）▽「柳原御時代分限帳」（『津山温知会誌』第五編 1912年）、「松山並福山江御供名前帳・柳原分限帳並順席帳」（『上越市史』別編5 藩政資料一所収）▽越前松平家略系図 ①秀康（北庄七五万石 三河守）—②忠直（北庄 三河守 妻勝子）—③光長（高田二五万石 越後守 称松平 恵照公）—④宣富（津山十万石 長矩）—⑤浅五郎（早世十一歳）—⑥長熙（五万石 又三郎）—⑦長孝—⑧康致—⑨康又—⑩齊孝—⑪齊民（將軍家齊実子 十万石に復す 確堂 明治二四年没七八歳）—⑫齊倫（明治四年没四五歳）

（3）正月十四日「大熊六左衛門昌俊書状」（表1の目録番号3）

【釈文】

尚々今度者初より七郎右衛門殿思召切出来申候ゆへ氣使の御手柄ハ貴様ニ候ほとニ存候 以上、一筆致啓達候、七郎右衛門殿今日御首尾能御太悦令察候御尋旁 其許様江茂參上仕申上度程ニ奉存候、御一家中之御悦者御尤至極候、傍輩中目出度令存候、七郎右衛門殿江支指越候故如此御座候、恐惶謹言、

正月十四日

昌俊（花押）、

（端裏書）朝倉甚八様 人々御中

大熊六左衛門 昌俊

（切封）

【読み下し文】

一筆啓達致し候、七郎右衛門殿、今日、御首尾よく御大悦察しせしめ候、御尋ね旁、そこもと（其許）様へも參上仕り申し上げ度程に存じ奉り候、御一家中の御悦は御尤も至極候、傍輩中も目出度く存じせしめ候、七郎右衛門殿へ支（使い）を指し越し候故、此の如くに御座候、恐惶謹言、正月十四日 昌俊（花押）、尚々、今度は初めより七郎右衛門殿、思し召し切り、出来申し候ゆえ氣使（氣遣）の御手柄は貴様に候ほどに存じ候 以上。

【解説】

この文書の作成は、元禄四年（1691）正月十四日と推定できる。七郎右衛門宗継の上司であり仕事仲間でもある大熊六左衛門昌俊が七郎右衛門の親戚筋の朝倉甚八

(文左衛門)に祝いの書状を遣わしたものである。

貞享五(1688)年、主君光長、綱国が許されて江戸柳原邸に御着座、忠勤の士へ食録恩賜があった。この時、与兵衛(宗継)も二五〇石を拝領した。そこで、元禄二年(1689)両親・妻(名は常、宗信女)・妹を引き取ったが、翌同三年六月三日、父宗信が死去した。その際、沼崎六郎左衛門と申す者の妻(佐津)との間で、跡目系図の争論が発生した。翌元禄四年正月十四日、両者が公儀評定所へ出頭、裁判の結果、与兵衛(宗継)が勝訴した。この時の勝利を祝っている書状が朝倉甚八宛に届けられたものである。宛名の朝倉甚八は、宗継妹(常の同母妹)の夫であり、松平参河家来(朝倉文左衛門景成)とある。宝永五(1708)年正月「津山藩士分限帳」によると、「御奏者番 高二五〇石 朝倉文左衛門」とある。

この訴訟一件については、詳細な記録が残されている。既述「駿河伊達家系図」の他に、「伊達家系訴訟関係」の史料2点(京都大学博物館所蔵文書)が残されていたことである。それらは次の2点である。

○元禄四年辛未正月十四日「伊達家系出入ニ付評定所御呼出其節之次第 御吟味ニ付御答申上候趣」

○元禄三年午ノ七月「乍恐書付御訴訟申上候 伊達権右衛門娘 つる」

(補注)▽差出人大熊六郎左衛門昌俊については、宝永五年(1708)正月『津山藩士分限帳分限帳』に「御城代 高千三石 大熊六左衛門」とある。▽傍輩は朋輩、同じ主人に仕えている仲間、同輩 ▽思召切(おぼしめしきる)は、固く決心なさる、決死の覚悟をするの意

(4) 正月十四日「大熊六左衛門昌俊書状」(表1の目録番号4)

【釈文】

尚々其元様ニもいか程御悦可被遊と乍恐奉存候 以上 一 筆致啓達候、先以今日者、御首尾好第一御為且者御先祖江之御働重畳候、目出度傍輩中迄大悦之御事候、然者此子籠鮭一尺越国・取寄申候間令進覧候、聊音物之類ニ而者無御座候、貴様御一生之御悦と存斗御座候、恐惶謹言

正月十四日

昌俊(花押)

(端裏書) 伊達七郎右衛門様 人々御中

大熊六左衛門 昌俊

(切封)

【読み下し文】

一筆啓達致し候、先ず以て今日は御首尾好く、第一御為、且は御先祖への御働重畳候、目出度く傍輩中迄大悦の御事候、然れば此の子籠鮭一尺、越国より取り寄せ申し候間進覧せしめ候、聊かも音物の類にては御座なく候、貴様御一生の御悦びと存ずるばかりに御座候、恐惶謹言、正月十四日 昌俊(花押)、尚々、其元様にも

いか程の御悦び遊ばされるべきと恐れ乍ら存じ奉り候、以上。

[解説]

今回の裁判の中心人物本人である伊達七郎右衛門宗継宛勝訴の祝いの手紙である。作成年は元禄四年に推定される。差出人は前掲の書状（目録番号3）と同一人大熊六左衛門昌俊である。

（補注）▽越国は越後国▽聊かの意味はここでは少しの意

（5）正月十五日「安藤鞞負之常書状」（表1の目録番号5）

[积文]

猶以扱々旧冬・如何との御内意ニ存候所ニ、ケ様成目出度年頭御座有間布候、御母義様御内室様御悦察入存候、宜様御心得御札殊昨日者、為御祝儀鯛一折可被下候、早速御召令向拝之痛入不浅存候、被掛御意思召寄忝誠ニ々々幾久、尚々より勝不申候故早々申達候以上、目出度致賞味候、先以昨日ハ御仕合無残所下拙義も御同然ニ大悦仕候、貴様御心底之程令察候、父母女共ニも御傳書為申聞候所ニ忝由申候、何も昨日ハ御左右待兼居申候所へ、能御左右承致大慶候、猶其内期貴面萬々御礼可申達候、恐惶謹言

正月十五日

之常（花押）

（端裏書）（切封）伊達七郎右衛門様 御報

安藤鞞負 之常

[読み下し文]

御札殊に昨日は御祝儀として鯛一折御意に掛けられ思し召しに寄り、忝く誠に々々幾久しく目出度く賞味致し候、先ず以て昨日は御仕合残す所なく下拙義も御同然に大悦仕り候、貴様の御心底の程察しせしめ候、父母女共にも御伝書申し聞かせ候所に、忝き由申し候、何れも昨日は御左右待ち兼ね居り申し候所へ、よく御左右承り大慶致し候、猶其の内、貴面に期し萬々御礼申し達すべく候、恐惶謹言 正月十五日 之常（花押）、猶以て扱々、旧冬より如何との御内意に存じ候所に、ケ様なる目出度き年頭御座あるまじく候、御母義様御内室様の御悦び察し入り存じ候、宜しく様御心得下さるべく候、早速御召しに向わしめ、之を拝し痛み入り浅からず存じ候、尚々、より勝に申さず候故、早々申し達し候、以上。

[解説]

光長の家臣である安藤鞞負之常から伊達七郎右衛門宗継に出された返事である。作成年は元禄四年であろう。文面によると、七郎右衛門方から裁判が首尾よくいった御祝儀として鯛一折を届けたその礼状である。手紙の差出人である之常は津山藩家臣団の家格では御譜代家として位置付けられる。その名は、綱国御供（備後福山へ配流）の藩士の一人として見える。この時の安藤の待遇は、「五〇石七人扶持、御仕着小納戸、馬一匹、家来作助」とある。因みに、七郎右衛門宗継も足軽十五人の列に

加えられて綱国御供を許された総勢二〇人の内の一人である。この状況から、安藤とは、備後福山時代からのお付き合いで上司に当たるといえよう。それ故に、お世話になった上司に鯛一折を以てご挨拶したのであろう。また、『津山藩士分限帳』（宝永五年）には「御城代 高千石 安藤鞞負」と記されている。

（補注）▽仕合は試合と同じ、互いに相手方に対して同じようなことを仕掛けること、ここでは裁判で原告と被告でやりあうこと ▽左右は、決着・成り行き・あれこれの知らせ ▽御内室様は宗信娘で名は常、七郎右衛門宗継妻、七郎右衛門は婿養子である

（6）正月十七日「古市三左衛門書状」（表 1 の目録番号 6）

【釈文】

一筆致啓上候、今度御出入首尾能相濟千秋万歳目出度於拙者も大慶ニ奉存候、依之、努布御座候得共、御祝儀迄雉子一折二致進覧之候、誠寸志迄ニ御座候、尚期貴顔之時候、恐惶謹言

正月十七日

□□（花押）

（端裏書） （切封） 伊達七郎右衛門様 人々御中

古市三左衛門 □□

【読み下し文】

一筆啓上致し候、今度の御出入り首尾よく相済み、千秋万歳目出度く拙者においても大慶に存じ奉り候、之に依り、ゆめゆめしく御座候得共、御祝儀迄に雉子一折二、之を進覧致し候、誠に寸志迄に御座候、尚、貴顔の時を期し候、恐惶謹言、正月十七日 □□（花押）

【解説】

古市三左衛門から七郎右衛門宛の祝いの手紙である。作成年は元禄四年。今回の裁判が上手く運んでよい結果が得られたことを心から喜んでいる様子が伝わってくる。御祝儀に雉子を贈ったというものである。手紙の差出人古市三左衛門は、この度の訴訟関係の記録の中にその名が見える人物で、七郎右衛門に寄り添ってくれた一人ともとれる。既述「伊達家系出入ニ付評定所御呼出其節之次第、御吟味ニ付御答申申上候趣」（京都大学所蔵古文書）には、「元禄四年正月十四日卯ノ上刻、評定所江罷出候、光長卿ノ留守居古市三左衛門同道なり」、また公事場では、「古市三左衛門跡より文書之箱ヲ持候而罷出七郎右衛門跡ニ控罷在候」などとある。宝永五年『津山藩士分限帳』には「大番頭高五百石 古市金右衛門」の名があるが、同一人かどうかは分からない。江戸詰の役人であったと考えられる。文書中にある花押は判読できない。

（補注）▽啓上は申し上げること、手紙に用いる言葉 ▽努布はゆめゆめしくと読み、少し、少ないの意

（7）正月十八日「大熊六左衛門昌俊書状」（表 1 の目録番号 7）

【釈文】

尚々此間も預御出旁御事多中御庭勤之御事貴札拜見如仰今度御名字御座候、御殿罷有御報及出入之儀御首尾好御紙面之通、延引候以上、御尤至極令存候、先頃申達候通、傍輩中大悦之御事御座候、然者為御悦（祝カ）一種被懸御意忝奉存候、目出度賞味仕候、猶期後喜之時候、恐惶謹言

正月十八日

昌俊（花押）

（端裏書）（切封）伊達七郎右衛門様

大熊六左衛門 昌俊

【読み下し文】

貴札拜見、仰せの如く今度の御名字出入りの儀、御首尾好く、御紙面の通り御尤も至極に存じせしめ候、先頃申し達し候通り、傍輩中大悦の御事に御座候、然れば御悦として一種御意に懸けられ忝く存じ奉り候、目出度く賞味仕候、猶、後喜の時を期し候、恐惶謹言 正月十八日 昌俊（花押）、尚々此の間もお出でに預かり旁御事多中、御庭勤の御事御座候、御殿に罷り有り、御報延引に及び候以上。

【解説】

差出人の大熊六左衛門は、前掲（3）、（4）、（7）と三回登場している人物である。ご祝儀として一品いただいたので返事の礼状を認めたものである。作成年は元禄四年に比定される。

（補注）▽庭勤之御事は、評定所へ出頭すること ▽御名字は跡目相続者としての名乗りのこと

（8）八月六日「申渡」（表1の目録番号8）

【釈文】

以御紙申入候、然者、昨日杳之助方迄其元より被指越候訴状返答書之趣一通、且又、御自分覚書一通、右両通昨日之通御認、何程ニ而も此方迄、可被指越候、以上
八月六日 （切封） （端裏書） 伊達七郎右衛門様 佐久間主計、渥美権左衛門、本多宇右衛門

【読み下し文】

御紙を以て申入れ候、然らば昨日、杳之助方迄其元より指し越され候訴状返答書の趣一通、且つ又、御自分の覚書一通、右両通、昨日の通り御認め、何如程にても此方迄、指し越され候以上 八月六日

【解説】

伊達七郎右衛門に対する申渡状である。作成日は八月六日とだけあるが、名字出入のあった元禄四（1691）年に発給されたものと推測される。差出人の三人はいずれも光長の家臣である。佐久間主計、渥美権左衛門は伊予松山へ光長の御供を許された家臣である。本多宇右衛門は、四百石御奏者として備後福山へ綱国の御供を許された家臣である。『津山藩士分限帳』（宝永五年）によると、御城代高千五十石 佐久間主計とある。三人の名は、「松平越後守三位中将光長家中並知行役附」に確認で

きる。七郎右衛門宗継の名字出入（跡目争論）に関する記録を二通、昨日の通りに筆記して此方御役方まで届けるようにという申渡である。

（補注）▽[松山並福山江御供名前帳・柳原分限帳（『上越市史』別編5 藩政資料一）、「松平越後守三位中将光長家中並知行役附」（『史料集高田の家臣団』上越市史叢書5）

(9) 元禄十五（1702）年午九月二十三日「養子願」（表1の目録番号9）

[积文]

私儀近年病者罷成、其上実子無御座候故、養子之儀奉願候、依之、御家ニ罷在候神谷久馬之助儀、私従弟ニ而御座候ニ付、養子ニ奉願候、此者を相願申訳者、実父儀者、私幼少之時早世仕候故、久馬之助親神谷七郎右衛門と申者、私伯父ニ而、仙石越前守殿ニ罷在候、幼少之節、殊之外、七郎右衛門得養育申候、右之筋目ニ付而、久馬之助儀養子奉願候、於御許容者難有仕合可奉存候、以来実子出生仕候共家督相続之儀、異変仕間敷候、為其如斯御座候、以上

元禄十五年午九月二十三日 伊達与兵衛（花押）

御家老御中

[読み下し文]

私儀、近年病者に罷り成り、其の上実子御座なく候故、養子の儀願ひ奉り候、之に依り、御家に罷り在り候神谷久馬之助儀、私従弟にて御座候に付き、養子に願ひ奉り候、此の者を相願ひ申す訳は、実父儀は私幼少の時、早世仕候故、久馬之助親神谷七郎右衛門と申す者、私伯父にて仙石越前守殿に罷り在り候、幼少の節殊の外、七郎右衛門に養育を得申し候、右の筋目につきて久馬之助儀養子願ひ奉り候、御許容においては有難き仕合わせに存じ奉るべく候、以来実子出生仕候共家督相続の儀、異変仕間敷候、其の為斯くの如くに御座候以上、元禄十五年午九月二十三日伊達与兵衛（花押） 御家老御中

[解説]

伊達与兵衛宗継作成の「養子願」である。宗継には子がなかったので、従弟神谷久馬之助を養子にと願ひ元禄十五年九月二十三日許可された。久馬之助は改名して宗昌と称し、宗継の跡を継いだ。（「駿河伊達系図」）。

(10) 享保三（1718）年戊戌五月四日「養子願」（表1の目録番号11）

[积文]

私儀実子無御座候、尤一類縁者之内養子可仕者無御座候、依之、大熊将監実方弟真田伊豆守様御家頼赤沢七郎右衛門三男勘五郎当戌拾七歳ニ罷成候、此者私養子仕候筈ニ双方内談相済被置申候、此度被遊 御帰城候上願書可指上存念罷有候処、私儀去月二十七日より病氣ニ附、段々差重り申候、快氣難叶躰罷成候付若急死仕候ハハ、御憐愍を以右勘五郎儀養子被 仰付、私家督相続仕候様奉願候、於御許容者、難有可奉存候、以上

享保三戊戌年五月四日

病氣指重り候付印判相用候 伊達与兵衛

佐久間主計殿 渥美図書殿

[読み下し文]

私儀実子御座なく候、尤も一類縁者の内、養子仕るべく者御座なく候、之により、大熊将監実方の弟真田伊豆守様御家頼の赤沢七郎右衛門三男勘五郎、当戌拾七歳に罷り成り候、此の者、私の養子仕り候筈に、双方内談相済み置申され候、此の度、御帰城遊ばされ候上、願書指し上ぐべく存念に罷り在り候処、私儀、去年二十七日より病気に付き段々差し重なり申し候、快気叶い難き躰罷り成り候に付き、若し急死仕り候はば御憐憫を以て、右勘五郎儀を養子に仰せ付けられ、私の家督相続仕り候様願ひ奉り候、御許容においては有難く存じ奉るべく候以上、享保三戊戌年五月四日 病氣指重り候付、印判相用候、伊達与兵衛 佐久間主計殿 渥美図書殿。

[解説]

前掲(9)の[養子願ひ]では、従弟神谷久馬之助を養子にと願ひ出ているが、早世したものか、十六年後に再度願ひ出ている。本文書では一類縁者に適任者がいないため、赤沢七郎右衛門三男勘五郎を養子にと申請している。この願ひは叶い家名は存続したことになる。

(補注) ▽「家頼(けらい)」は、家来・家臣のこと、古くは家礼、家頼などと書き、「家来」は中世以降の表記 ▽津山藩譜代の家伊達家当主名は次のようになっている。①与兵衛(七郎右衛門・宗継) —②与兵衛(勘三郎) —③与兵衛(兵太) —④与兵衛(藤五郎・隼人) —⑤七郎右衛門(与吉) —⑥与兵衛(弁之進・多膳・隠居俊克斎土龍斎) —⑦頼母(聖太郎・生駒・七郎右衛門・隠居鶴竹) —⑧与兵衛(隼人改静雄)(松平家史料「簡易勤書」)。

(11) 七月二十一日「朝倉文左衛門景成書状」(表1の目録番号10)

[釈文]

御札致拝見候、雖残暑之節候、当方少将様三州様御機嫌能暑氣之御障も不被成御座御安泰之御事候、然者、御自分御儀、去月二十八日御使者首尾能被相勤自分御礼迄兩上様江両度迄御目見え致、今月二日於 御城御用番御奉書御渡被成候節時服頂戴之、無残所様子紙面之通遂披露候処、三州様ニ茂別而御満悦一段之儀被 思召候、右之趣、早々御注進御礼被申上候段入念儀 思召候、此旨宜申達由 仰御座候、恐々謹言、

七月二十一日

朝倉文左衛門

景成(花押)

伊達与兵衛殿

[読み下し文]

御札拝見致し候、残暑の節候と雖も、当方、少将様、三州様御機嫌よく暑氣の御障りも成られず御座し御安泰の御事候、然れば御自分の御儀、去月二十八日、御使者

首尾よく相勤められ、自分の御礼迄、両上様へ両度迄御目見え致し、今月二日、御城御用番において、御奉書を御渡しに成られ候節、時服を頂戴し、残す所なき様子紙面の通り披露を遂げ候処、三州様にも別して御満悦、一段の儀思召され候、右の趣、早々御注進御礼申し上げられ候段、入念の儀思召し候、此の旨宜しく申し達する由、仰せ御座候、 恐々謹言、 七月二十一日 朝倉文左衛門 景成（花押）、 伊達与兵衛殿。

【解説】

江戸で御勤（参勤交代制で津山に帰城した主君の名代として江戸へ御礼の御挨拶まわりをすること）の伊達与兵衛への朝倉文左衛門景成が書いた返事である。作成日は宝永五年七月二十一日に比定される。手紙の内容は圧巻で背景には次のような事実があった。

宝永五年（1708）五月十四日、主君長矩が東武（江戸）から帰城（津山）した際、宗継は在着御礼の使者役を拝命した。翌十五日津山を出立し、晦日に江戸鍛冶橋御屋敷に着いた。江戸において、幕府の面々へ御礼の御挨拶に廻ったその時の様子（御勤の報告）を、宗継が景成に書き送った。その書状に対する景成の返事である。内容は良好なもので、宗継が在着御礼の使者の役をそつなくこなした様子が窺える。文中、去月二十八日（六月二十八日）について先の「駿河伊達系図」には大略次のように記載されている。「六月二十七日 井上正岑（月番老中）より御留守居へ御切紙到来、在所到着御礼之使者伊達与兵衛、明二十八日、御目見被仰付候間、五ツ半時、御城江可差出候、且又自分之御礼茂可申上候条可存其趣候旨被仰聞、則小川恒充宗継同道シ、正岑主エ参上御請申上ル、翌二十八日卯之刻、小川恒充同道シテ公城ニ登リ、白書院ニ於テ、將軍綱吉公、垂相家宣公御同座ニテ御目見被仰付池田丹州輝録御披露也、御座居着御礼御献上物有之御目見了テ御次エ退去、又被召出、御目見被仰付時分献上之御太刀目録土井山州利忠御披露也、（略）」等とあり、朝倉文左衛門景成の書状（返事）の内容と大方一致する。宗継は江戸での御勤を十分に終え御拝領の品（時服）までいただき、七月十一日江府（江戸）を発ち、同晦日津山に無事帰着したのである。徳川幕藩体制のもとで、藩主に義務付けられた参勤交代制が行われた実際の場合では右のような儀礼が存在し、それらを確実に実行して「御家の安泰」に万全を尽くした官僚としての武士の姿を、この一枚の書状から垣間見ることができる。身分制秩序にしたがって主君に仕えることこそが最も重要な御勤であったのである。

（補注）▽朝倉文左衛門景成は、宗継妻の実妹（園）の夫である。津山藩士年寄役、綱国に奉仕。また、駿河伊達系図（二）には「松平参河家来朝倉甚八」とある。▽少将様は津山藩主長矩のこと、後正徳元年、將軍家宣より一字拝領宣富と改 ▽三州様は三河守綱国のこと ▽両上様は將軍綱吉と家宣 ▽時服（じふく）、朝廷や將軍等から諸臣に賜った衣服、その時候に応じて着る衣服。▽江戸鍛冶橋門内屋敷は津山藩上屋敷、東京駅ホーム南付近にあった。元禄十一年九月六日の火災で柳原邸が類焼したため鍛冶橋門内に屋敷を拝領したものである（[津山藩の江戸屋敷]津山郷土博物館 2001 年）。

(12) 明治二（1869）年四月七日「帰役命令書」（表 1 の目録番号 12）

【釈文】

伊達与兵衛 銃卒長 帰役申付候

四月七日

(包紙)「明治二己巳歳四月七日 銃卒長帰役」

【解説】

伊達家当主与兵衛へ、銃卒長の再任を命じた公文書である。ここにある与兵衛は江戸期八代目の伊達与兵衛隼人改静雄に比定される。松平家史料(簡易勤書写)には、次のようなことが記されている。「安政七申正月十六日家督寄合、文久二戌六月二十八日御先手弓頭鉄砲長柄兼、同三亥十一月五日役免、慶応三卯九月七日砲兵組頭、同四辰八月十八日御免、明治二己巳四月七日従卒長帰役(略)」等とあり、右に示した文書の内容と一致する。

この頃は政治史的には大きく変わった時期である。慶応三年十月十四日大政奉還上表、同年十二月九日王政復古の宣言、明治二年一月二〇日版籍奉還を上表、同年明治維新の改革の一環として身分制の改革「四民平等」の制が布かれた。この時期(明治二年)に伊達与兵衛に銃卒長再任の藩命が下されたということになる。そして、明治四年七月廃藩置県。江戸期から明治期へと移っていく様子がこの一枚の文書から伝わってくる。中世から存続した武家、伊達家の武士という家業の終焉を感得させる文書である。上の文書は津山藩から此の家に発給された最終段階の文書と考えられ、その内の残った一枚であろう。そう考えると貴重な史料と言えよう。

次いで以下の四点(雑)は包紙や封筒のみが残されていた。おそらく江戸期において、家の文書の整理をした時に作成されたものと考えられる。この整理が行われた時点ではここに記されている文書類が存在していたと考えられる。そう考えると以下の四点の残存史料にも感慨深いものがある。

(13) 無年号 「包紙(「伊達与兵衛とのへ」とあり)」(表1の目録番号13)

(補注) 宛名が記された包紙(懸け紙)のみ残存

(14) 無年号「包紙(「恵照院様 御帰参之節 書付類入」とあり)」(表1の目録番号14)

(補注) 包紙(懸け紙)のみ残存 ▽恵照院様は、松平光長越後守のこと、越後高田藩主(1624~1681迄)、宝永四年(1707)没

(15) 正平七(1352)年閏二月十四日「包紙(「駿河国入江庄内下知状 前遠江守在判 伊達藤三景宗」とあり)」(表1の目録番号15)

【解説】

「正平七(1352)年閏二月十四日」の日付に大方の人は衝撃を受けたであろう。しかし後に、これは江戸時代に書かれたものとの見解に落ち着いたのである。ここにある伊達藤三景宗に関する文書を多数前掲『京都大学文学部博物館の古文書5 駿河伊達家文書』の中に見ることができる。主たるものを四点挙げておこう。正平六年十

二月十二日「足利尊氏袖判下文」、正平七年閏二月十四日「南宗継施行状」、正平七年閏二月十六日「今川範国遵行状」、観応三年三月二十九日「木村盛綱・斉藤道恵打渡状」が紹介されている。この時、景宗が入江庄内三沢小次郎跡を沙汰付（宛行）されたことが分かる。この四点の文書のありようは、室町幕府における上意下達の文書の流れがよく分かるもので、マニュアル通りに発給されている。

（補注）▽南宗継（前遠江守）は足利尊氏奉行人　▽今川範国は駿河国守護　▽木村盛綱・斉藤道恵は守護使　▽駿河国入江庄は現在の静岡市清水区入江に比定される。十四世紀半ばに起こった観応の擾乱の際、尊氏から勲功の賞として伊達景宗に入江庄内三沢小次郎跡が宛行われた。これが駿河伊達氏発生の所以とされる（『角川地名大辞典 静岡県』）。文書中では、正平と観応の二つの年号が使われているが、これは、尊氏が政略的に南朝と講和した時期に南朝年号を使用したためである。南朝の正平六年は、北朝の観応二年（1351）に、正平七年は観応三年（改元文和元年）に当たる。▽包紙（懸け紙）のみ残存

（16）無年号「封筒（「宗信讓状覚書式通并ニ、松平摂津守様御局官崎・之文通壺通、水戸中納言御家来伴宗右衛門書状壺通」とあり）」（表1の目録番号16）

【解説】

封筒のみ残存している。「宗信讓状覚書式通」とあるところから伊達家にとって特に大切な書類（書状）が入っていたものと想像される。今回の名字出入（跡目相続一件）で勝訴した宗継の義父が宗信であることから推して、この家の跡目であることを証明する記録類が保管されていた封筒であったと思われる。そういった意味から考えるとこの一点も注目できるものである。

おわりに

平成十二年（2000）、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所（現在の国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所）と神奈川大学日本常民文化研究所が推し進めている漁業史料の整理の過程で、奥州伊達氏と同族という由緒をもつ、駿河伊達氏末裔の新出文書16点が発見された。また、これらが京都大学所蔵の「駿河伊達家文書」に繋がるものであることも明らかになった。

今回、多くの方々のご協力を得てこれら16点の新出文書の目録と概要の公刊が実現した。今後の研究の一助になれば幸いである。しかしながら、漁業とは全く関係のないこの文書群が、どうしてここに保管されていたかについては、最後まで究明できなかった。多くの場合、文書が伝来するのにはそれなりの要因が考えられるものであるが、全く見当がつかない。

且つ又、これらの文書群は現存数が少ないとされている松平光長柳原邸時代の文書が多いのも特徴的であり、さらに、駿河伊達家の直系与兵衛の家に関わる史料のみで、周辺の史料は一点も含まれていなかったことにも注目される。江戸時代初期に起こった「家の訴訟関係」の文書（勝訴文書）が多いことから推して、与兵衛一統の正嫡性を示す文書群であるといえよう。駿河伊達家直系の当主が代々大切に保管していたものと考えられる。

新出の逸文史料に遭遇した幸運に感謝し、京都大学博物館所蔵古文書と併せて今後の研究に繋げたいと思う。本稿の作成に際しては、関西福祉大学の今岡典和先生、京都大学の山田徹先生、津山博物館、静岡県歴史文化センター、上越市公文書センターのお世話になった。厚くお礼申し上げたい。

[付記]

本文書(伊達与兵衛家)16点に関しては、拙稿「駿河伊達氏の末裔、津山松平家臣伊達家」(文書の考察『歴史と民俗29』平凡社2013年所収)がある。写真と共に資料紹介をしているので参考にいただければ幸いである。

(文責 鈴木江津子)